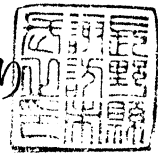




諏訪市高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和8年3月23日

諏訪市長 金子 ゆか



諏訪市告示第 70 号

諏訪市高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱（平成 16 年諏訪市告示第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「要介護認定において要介護度 1 から要介護度 5 までの者及び」を削り、「諏訪市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業実施要綱」を「諏訪市重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業実施要綱」に改める。

様式第 2 号中

「

不交付の理由	1 申請者（本人）が 75 歳(65 歳)以上でない 2 申請者（本人）が市内に住所を有していない 3 申請者（本人）が市民税所得割非課税世帯でない 4 申請者（本人）がひとり暮らし又は高齢者のみで構成される世帯でない 5 申請者（本人）が要介護度 1 から要介護度 5 までである 6 申請者（本人）が諏訪市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定により助成を受けることができる 7 申請者（本人）が（身体的・地理的・一時的）要件のいずれにも該当していない
--------	---

を

」

「

不交付の理由	1 申請者（本人）が 75 歳(65 歳)以上でない 2 申請者（本人）が市内に住所を有していない 3 申請者（本人）が市民税所得割非課税世帯でない 4 申請者（本人）がひとり暮らし又は高齢者のみで構成される世帯でない 5 申請者（本人）が諏訪市重度心身障害者タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定により助成を受けることができる 6 申請者（本人）が（身体的・地理的・一時的）要件のいずれにも該当していない
--------	--

に

」

改める。

様式第 3 号中「健康保険証等」を「介護保険証等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の諏訪市高齢者タクシー利用料金助成事業実施要綱第2条第1項並びに様式第2号及び様式第3号の規定は、この告示の施行の日以後に行われた利用料金の助成の申請について適用し、同日前に行われた助成の申請については、なお従前の例による。